

# 鳥取縣公報

規則

期間延長免許申請手数料 千円

四 漁業法第二十二條第一項の規定に基く漁業権分割  
又は変更免許申請手数料 五百円

五 漁業法第二十四條第二項の規定に基く定置漁業権  
を目的とする抵当権設定認可申請手数料 百円

六 漁業法第二十六條第一項（第二十七條第二項において準用する場合を含む）の規定に基く漁業権移転  
認可申請手数料 百円

七 漁業法第三十六條第一項（同條第五項において準用する場合を含む）の規定に基く休業中の漁業許可  
申請手数料 五百円

第一條 漁業に關し左に掲げる申請をするものは當各号に定める手数料を納めなければならない。

- 一 漁業法（昭二和十四年法律第二百六十七号）第十條の規定に基く、漁業権免許申請手数料 千円
- 二 漁業法第十四條第四項（同條第七項において準用する場合を含む）の規定に基く共有認可申請手数料 千円

三 漁業法第二十一條第三項の規定に基く漁業権存続

昭和二十六年八月十四日

外 火曜日

本書ノ大キサハ國定格A五判

◇鳥取縣規則第五十一號

鳥取縣漁業申請手数料規則を次のように定める。

昭和二十六年八月十四日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取縣漁業申請手数料規則

第一條 漁業に關し左に掲げる申請をするものは當各

号に定める手数料を納めなければならない。

- 一 漁業法（昭二和十四年法律第二百六十七号）第十條の規定に基く、漁業権免許申請手数料 千円
- 二 漁業法第十四條第四項（同條第七項において準用する場合を含む）の規定に基く共有認可申請手数料 千円

第三條 既納の手数料はいかなる理由があつても還付し

鳥取縣公報 每週

火金

曜日発行

（休日ニ當ル）

号

昭和二十六年八月

十四日

外

火曜日

（昭和四年四月十五日）

一

（第三種郵便物認可）

00372

ない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和二十六年八月十四日印刷  
昭和二十六年八月十四日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
(第三種郵便物認可)

製 行 者：鳥取縣鳥取市東町  
印 刷 所：鳥取縣鳥取市東町  
印 刷 所：鳥取縣